

採用選考関係書類等点検票

受付番号

[記入要領]

- 1.この点検票は、学卒求人申込書の提出の際に必ず提出してください。
- 2.社内の採用選考等の書類等を点検し、該当するものに○印をつけてください。
- 3.記入に当たっては、本文(P12～115)をよくお読みください。
- 4.⑤～⑧の書類の提出等の有無欄の有に○印をつけた場合は、その書類を添付してください。

1 提出書類等について

提出書類等	参照P	提出等の有無	提出等の時期
① ④職業相談票[乙]	71・73		
② 近畿統一応募用紙	71・73・74・120		
③ 大学等で作成した用紙	72・75	有 ・ 無	
④ 市販履歴書	72・76	有 ・ 無	
⑤ 入社承諾書 (請 書)	96	有 ・ 無	採用選考まで 内定から入社まで 入 社 後
⑥ 誓約書	96	有 ・ 無	採用選考まで 内定から入社まで 入 社 後
⑦ 身元保証書	97	有 ・ 無	採用選考まで 内定から入社まで 入 社 後
⑧ 社内で作成した用紙 (履歴書、身上書、家族調書)	72	有 ・ 無	採用選考まで 内定から入社まで 入 社 後
⑨ 戸籍謄(抄)本	97・98	有 ・ 無	採用選考まで 内定から入社まで 入 社 後
⑩ 住民票(写)	97・98	有 ・ 無	採用選考まで 内定から入社まで 入 社 後
⑪ 住民票記載事項証明書	97	有 ・ 無	採用選考まで 内定から入社まで 入 社 後
⑫ 身元調査	87	有 ・ 無	採用選考まで 内定から入社まで 入 社 後
⑬ 面接マニュアル	78～86	有 ・ 無	

高卒求人についてのチェックリスト

公正採用選考人権啓発推進員の設置をしている。(25人以上の事業所が対象)	はい ・ いいえ
提出求人について、複数回面接を行う予定である。 (選考回数は、可能な限り1回でお願いします)	はい ・ いいえ
選考に「作文」を実施する場合、思想・信条等を推測するテーマにしていない。	テーマ 「 」
新規中学卒業者の就職希望があった場合、受入について応じられる。	はい ・ いいえ

事業所所在地		電話番号	
事業所名称			
点 検 者	役職 氏名		

※裏面もご確認ください。

()

今一度、再確認をお願いします！！

【最重要事項】

- | | |
|---|---|
| ① | 面接時に、家族関係・思想信条関係・既往歴等は聞かないでください。
(家族の構成・職業等、愛読書や過去の病気に関する事等) |
| ② | 内定取消や募集の中止又は募集人員の削減は、絶対行わないでください。
(やむを得ず実施する場合には、事前に届け出が必要です) |
| ③ | 原則1人1社制なので応募・面接後の連絡は速やかに行ってください。
(採否結果が出るまで、生徒は次の事業所への応募ができません。) |

- ☐ 新規高校卒業者については、「紹介を学校が行うこと」「初めて社会に出られること」「離職率をできるだけ下げる取組みを行っていること」等様々な要因により、より厳密に確認をさせていただいています。何卒ご協力いただきますようお願いいたします。
※求人票の記載については、高校生でも理解できるような表現に努めてください。
- ☐ 上記【最重要事項】に係る事案があった場合、学校にて情報の共有がなされ応募状況にも影響します。(内定取消については、企業名の公表される場合があります)
- ☐ 提出後の求人内容の変更は、安易に行わないでください。
(やむを得ず変更を行う場合には、受付印押印の原本と交換となります)
※近年、やむを得ない理由による変更とは思えない事案が頻発しています。
安易な変更は、学校の信頼を失うことに繋がりますので、極力避けてください。
- ☐ 高卒者の採用には、様々なルールがありますので、「令和7年度 新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き」(以下「手引き」)の再確認をお願いします。
- ☐ 求人数は、適正な人数である。(採用計画を明確に立てている)(手引きP8に記載あり)
- ☐ 求人提出6/1～、求人公開7/1～、応募開始9/5～、選考開始9/16～。
(夏休み中に応募先を決める必要があるため、学校訪問等は7月初旬に行うことが望ましい)
- ☐ 求人の有効期間は、翌年の6月末までですので、未充足での取消はできません。
※受付期間を設定することは可能です。
- ☐ 「指定校求人」の場合には、必ず事業所より学校へ通知を行ってください。
※求人票特記事項又は、補足欄に推薦校の表示があれば、一覧表は省略可能です。
- ☐ 応募前職場見学は、よりよい選択するためのものであり選考ではありません。
(手引きP19に記載あり)※随時実施の場合、実施予表の省略可能です。
- ☐ 所定労働時間は週40時間以内である。(一部、例外規定あり)
- ☐ 残業時間が36協定の範囲内となっている。(特別条項がある場合は、求人申込書に記載が必要)
- ☐ 面接は、可能な限り1回とするようしてください。複数回実施する場合には2次選考の記載が必要です。(書類選考だけではなく、必ず面接を実施して下さい)
- ☐ 内定状況報告書は、内定(一部充足を含む)する毎に提出してください。
※学校紹介のため、この報告がなければ、採用・内定状況の把握を行うことが出来ません。
(必要項目があれば、独自に作成していただいて結構です。)
- ☐ 大阪においては、令和8年3月卒業者の場合、選考開始時期(9月16日)から1人2社までの複数応募・推薦が可能です。(公開求人のうち、事業所が複数応募を認めた求人に限る)